

平成22・23年度入札参加資格審査申請の工事種別について

奈良県が発注する工事種別は、以下に示す21種別になります。

この中から登録を希望する工事種別を6種別以内で選んで申請して下さい。

なお、この工事種別は、建設業法第3条第2項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類（28業種）とは異なりますので、別紙「**申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧**」を参照のうえ申請書を作成して下さい。

表一＜工事種別及び工事内容の例＞

	希望工事種別	工 事 内 容 の 例
01	土木一式	土木一式工事
02	建築一式	建築一式工事
03	舗装	道路等の舗装工事
04	鋼橋（上部工）	鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事
05	PC橋（上部工）	プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事
06	造園	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
07	木造住宅	耐火住宅（建築）以外の住宅（建築）工事
08	電気設備	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝附帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事
09	暖冷房衛生設備	空気調和設備工事、衛生設備工事、屋内水道設備工事等
10	法面処理	アンカー工及びその他法面保護工事（モルタル吹付を除く）
11	塗装	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、その他一般塗装工事
12	道路等維持修繕	路面補修作業、除草、護岸水制補修、堤防天端補修、床版打ち替え、ジョイント補修、高欄補修、橋桁補強等の工事及び電気通信設備等の補修（路面・側溝・トンネル等の清掃作業を除く）
13	しゅんせつ	河川、港湾等の水底の掘削工事
14	グラウト	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト等を注入する工事
15	杭打	鋼杭、鋼矢板、コンクリート杭等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事（地滑り対策工事等の抑止ぐい工事を除く）
16	さく井	取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事
17	機械設備	水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備及びその他機械設備の工事で、電気設備工事・暖冷房衛生設備工事・通信設備工事に属する工事以外のもの
18	通信設備	監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路及び通信用鉄塔等の工事
19	上下水道設備	上下水道処理設備工事、取水・浄水・配水施設等工事
20	交通安全施設	ガードレール・標識等の新設・補修、区画線塗装、外灯等の設備工事
21	その他	上記工事に属さない工事